



新たに10月から引き落としになる人へ

# 個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

## 公的年金からの特別徴収制度とは

公的年金を受給している人が、個人市民税・県民税のうち公的年金所得に係る税額を年金からの引き落としにより納付する制度です。

## 新たに対象となる人

平成27年度に年金から特別徴収されていない人で、下記に該当する人は、平成28年10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。対象者には、6月に発送した「平成28年度市民税・県民税納税通知書」に、お知らせを同封しています。

※平成27年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された人も含みます。

## 対象(以下の条件を全て満たす人)

- 昭和26年4月2日以前に生まれた人
- 平成28年度個人市民税・県民税が課税されていて、年金所得に係る税額がある人
- 平成28年1月1日以降、引き続き市内に居住している人
  - ※平成28年9月1日から12月31日までに転出した人は平成28年度中は転出後も公的年金からの特別徴収が継続し、平成29年度以降は転出先の市区町村で課税されます。
- 年金から介護保険料が引き落とされている人

## 納付方法

今年度は個人市民税・県民税の年税額のうち公的年金所得に係る税額の半分を、第1期、第2期に分けて普通徴収で納付し、残り半分は3回(10月、12月、来年2月)に分けて公的年金から引き落とされます。個人市民税・県民税の年税額のうち公的年金所得に係る税額以外の税額は給与からの特別徴収または普通徴収により納付していただきます。

## 公的年金所得に係る税額の納付月と納付割合

納付月	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	平成28年 6月 (第1期)	平成28年 8月 (第2期)	平成28年 10月 (年金支給月)	平成28年 12月 (年金支給月)	平成29年 2月 (年金支給月)
納付割合	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

※平成29年度分の仮徴収として、平成28年度の年税額のうち公的年金所得に係る税額の半分に相当する額を平成29年4月・6月・8月の公的年金から特別徴収します。平成29年度の公的年金所得に係る税額が決定し仮徴収額を下回った場合でも仮徴収額を引き落とし、後日差額分を還付します。またその場合、平成29年10月・12月、平成30年2月の公的年金からの特別徴収は中止となります。※年度途中で税額に変更があった場合などには、公的年金からの特別徴収が中止になることがあります。その場合は、あらかじめ納税通知書などでお知らせします。



一緒に学んでみませんか？

# 生涯学習活動の支援情報を紹介しています



問い合わせ 教委生涯学習課 ☎229-3248 FAX229-3257

生涯学習支援ボランティア、生涯学習情報バンク(団体・講師)について、津市ホームページで活動分野ごとに紹介しています。習い事を始めたい、サークル活動に参加したい、催し物の講師を探したいときなどに、ぜひご覧ください。

## ◆情報を見る！

### 生涯学習支援ボランティア

知識や経験を生かし、学校や地域でボランティアとして支援・活動している人の登録情報です。

### 生涯学習情報バンク

生涯学習活動を指導できる講師や、誰でも参加できる生涯学習活動を行っているグループ・サークルの登録情報です。

## ◆登録する！

生涯学習支援ボランティア・生涯学習情報バンク(団体・講師)の登録を随時受け付けています。所定の様式に必要な事項を記入し添付書類を添えて、教委生涯学習課へ提出してください。

※登録要件など詳しくは、津市ホームページをご覧ください。か、教委生涯学習課へお問い合わせください。

